

相談支援従事者現任研修受講期間

相談支援従事者現任研修は、

- ・相談支援従事者初任者研修（6日課程）又は
- ・平成17年度までの障がい者ケアマネジメント従事者養成研修修了者で相談支援初任者研修の講義部分（1日または2日）

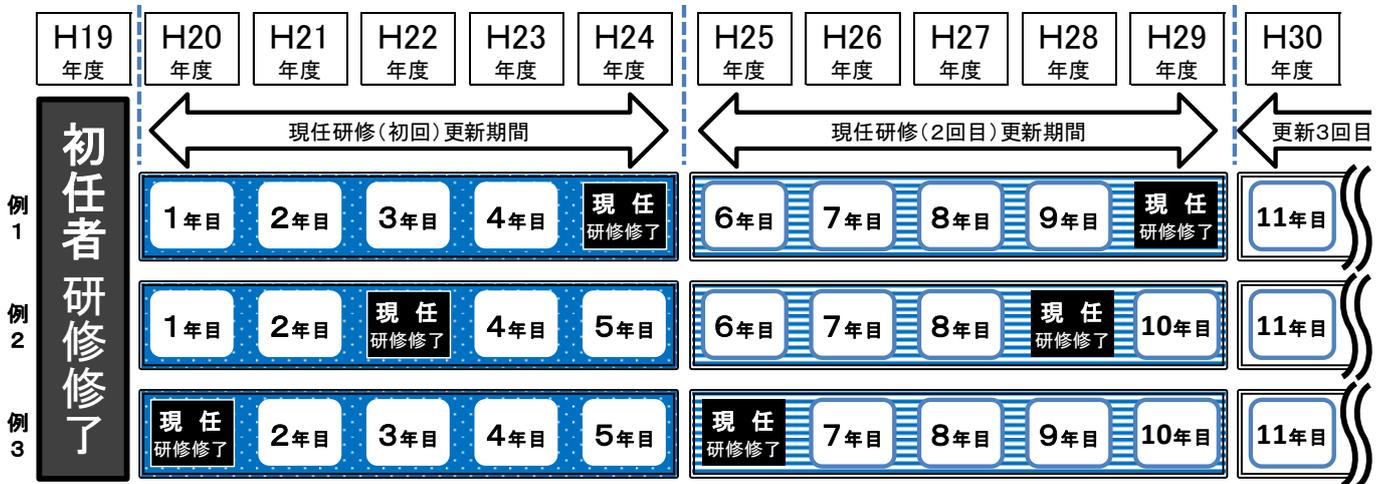
を修了した翌年度を初年度とする5年度ごとの各年度末日までに修了する必要があります。

例えば、

平成19年度に相談支援従事者初任者研修を修了した方が相談支援専門員として従事するためには、平成20年度から平成24年度までの間に相談支援従事者現任研修を修了（初回更新）する必要があります。また、その後も平成25年度から平成29年度までの間、平成30年度から平成34年度までの間と、5年度ごとに相談支援従事者現任研修を修了する必要があります。

5年度ごとの現任研修を修了しなかった場合は、改めて初任者研修から研修を修了しなければなりません。

平成19年度 初任者研修修了者の例



※ 自分の現任研修更新時期を確認してみましょう。

